

所得税法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

- 1 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正関係
復興特別所得税の税率の引下げ及び課税期間の延長等に係る改正規定の施行期日を、「令和九年一月一日」から「別に法律で定める日」とする。（附則第一条第五号ニ及び第二十号イ関係）
- 2 我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正関係
防衛特別所得税の創設等に係る改正規定の施行期日を、「令和九年一月一日」から「別に法律で定める日」とする。（附則第一条第五号ホ及び第二十号ロ関係）
- 3 その他
その他所要の規定の整備を行う。